証券コード　9715
平成23年６月３日

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号
トランス･コスモス株式会社
代表取締役社長兼COO　奥　田　昌　孝

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　このたびの東日本大震災により被災された株主の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
　さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙記載の当社議決権行使サイトにアクセスし電磁的方法（インターネット等）により行使いただくか（２頁ご参照）、いずれかの方法により議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成23年６月27日（月曜日）午後５時50分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
敬　具

記

1.　**日　　　時**　　平成23年６月28日（火曜日）午前10時
2.　**場　　　所**　　**大阪府大阪市北区梅田三丁目３番20号**
　　明治安田生命大阪梅田ビル13階　会議室
　　（東日本大震災による不慮の影響をさけるため、当社大阪本部所在の同ビルにて開催させていただきます。会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）
3.　**目 的 事 項**
　報 告 事 項　　(1)　第26期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　(2)　第26期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）計算書類報告の件
　決 議 事 項
　　第１号議案　第26期剰余金処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役10名選任の件
　　第４号議案　補欠監査役１名選任の件
以　上

1.　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2.　修正事項の通知方法
　株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ(http://www.trans-cosmos.co.jp/ir/)において、その旨掲載しますので、あらかじめご了承ください。

【電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

   【議決権行使サイトURL】 http://www.webdk.net

   ※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
   （QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成23年６月27日（月曜日）午後５時50分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

① インターネットにアクセスできること。

② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft®Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。

③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

(Microsoft®は、米国 Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人　住友信託銀行証券代行部
【専用ダイヤル】　0120－186－417（午前９時～午後９時）
<議決権行使に関する事項以外のご照会>　0120－176－417（平日午前９時～午後５時）

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

添付書類(1)

事　業　報　告

（平成22年４月１日から
平成23年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその結果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国やインドなど新興国を中心とした海外経済復調を背景に輸出・生産が増加し、円高・デフレ進行、厳しい雇用環境など懸念材料はあったものの、緩やかな回復に向かいつつありました。しかしながら平成23年３月11日に発生した東日本大震災は、日本経済に甚大な被害をもたらし、足元では企業活動におけるサプライチェーンの分断、電力不足による経済活動の停滞などが生じました。

このような経済環境のもと、当社グループが展開する情報サービス業界においては、企業のIT設備投資への慎重な姿勢が続きましたが、高い経済成長を続ける中国を中心としたアジア市場に進出し好調な外需を取り込むことで業績回復、成長加速を図ろうとする企業の動きが活発化しました。

当社グループでは、こうした企業活動を取り巻く環境変化を捉え、グローバル戦略を積極的に推進いたしました。また国内市場での競争力を高めるため、引き続き付加価値の高いサービスの創造と提供に努めました。

グローバル事業への取り組みとしましては、急速に拡大している中国EC市場において、EC事業展開を目指す企業向けにチャット／コールセンター、Webサイト構築・運用、インターネットプロモーションをトータルで提供する「中国ECサポートサービス」を開始いたしました。また中国市場のコールセンターやインターネットに寄せられる“顧客の声”の収集・分析・活用をサポートする「中国語VOC分析デスクサービス」の提供も開始しております。

一方､コールセンターサービスはセンター型サービスを､デジタルマーケティングサービスはオンサイト＋センター型サービスを､ビジネスプロセスアウトソーシングサービスについてはセンター＋オフショア型サービスを、それぞれ拡充し、高付加価値サービスを提供する体制を強化しております。

新たなサービス創出への取り組みとしましては、SaaS型CRMシステムを活用した在宅オペレーターによる業務検証を開始いたしました。

収益面につきましては、前期に実施したグループ会社の整理・統合の効果に加え、単体サービスにおける未稼働人員の解消や、国内子会社の業績回復と海外事業が成長軌道に乗ったこともあって収益性は大きく改善いたしました。

なお、東日本大震災により当社グループの仙台拠点が一時的に業務停止しましたが、早期に業務を再開しております。

この結果、当期の連結業績は、売上高151,687百万円となり前期比0.1％の増収となりました。利益につきましては、前期に実施した諸施策の効果により、営業利益6,299百万円となり前期比41.6％の増益、経常利益は6,512百万円となり前期

比43.5%の増益となりました。また当期純利益につきましては、投資有価証券売却益の計上などにより4,469百万円となり前期比109.3%の増益となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

（単体サービス）

当社におけるアウトソーシングサービス事業等につきましては、上半期の受注低迷が影響し、売上高は123,667百万円、セグメント利益は5,019百万円となりました。

（BtoB国内子会社）

BtoB国内子会社につきましては、前期に実施したグループ再編の影響もあり、売上高は21,719百万円となり、セグメント利益は516百万円と改善しました。

（BtoB海外子会社）

BtoB海外子会社につきましては、韓国、中国におけるコールセンターサービスの受注が好調に推移し、売上高は13,740百万円となり、セグメント利益は139百万円となりました。

（BtoC子会社）

BtoC子会社につきましては、前期に実施した事業の選択と集中等の効果により、売上高は2,945百万円、セグメント利益は394百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

アウトソーシングビジネスを取り巻く環境は、企業ニーズとともに大きく変化しております。市場の成熟化、競争激化、グローバル化、技術革新といった日々変化する経営環境下において、企業のアウトソーシングニーズが従来のコスト削減を主としたものから、変化の激しい経営環境に迅速かつ適切に対応していくための経営戦略としてのニーズへと変化してきております。そのためアウトソーシングのサービスプロバイダーである当社グループでは、変化する企業ニーズを的確に捉えながら企業戦略を具現化するための柔軟かつ付加価値の高いサービスを創造、維持、提供していくことが重要な経営課題であると認識しております。また当社グループの企業競争力を高めていくため、引き続きCS・サービス品質向上への取り組みを強化していくとともに、成長領域であるグローバル事業の更なる推進、安定成長を維持するためのより強固な経営基盤作りなどに重点的に取り組んでいきます。

①サービスの高付加価値化

当社グループでは、コールセンターサービス、ビジネスプロセスアウトソーシングサービス、デジタルマーケティングサービスなどそれぞれのサービスを単独、または融合させることで、お客様企業の売上高増大とコスト削減、マーケティングの効率化、顧客満足度の向上を支える総合的なアウトソーシングサービスを提供しております。これらサービス群をさらに進化させるため、在宅型コールセンター、クラウドコンピューティング、ソーシャルメディア、スマートフォン、タブレット端末といった最新技術・トレンドをいち早く取り入れ、変化する企業ニーズに適合した独自のサービスを創造、提供していきます。

②グローバル事業の推進

当社グループでは、グローバル市場を成長領域と位置づけ海外での事業展開を強化していきます。北米への進出を皮切りに、現在では経済成長の著しい中国、韓国を中心としたアジア市場での事業展開に注力しております。企業のコスト競争力につながるオフショアサービスに加え、海外市場向けのコールセンターサービス、デジタルマーケティングサービス、ECサポートサービスなどを展開し、アジア市場を熟知した人材と日本市場での豊富な実績から培った業務知見・ノウハウをもってグローバル市場での独自性と優位性を確立していきます。

③危機管理体制の整備・強化

平成23年３月11日に発生した東日本大震災では、当社グループの仙台２拠点が業務を停止いたしましたが、大きな人的・物的被害はなく、早期に業務を再開することができました。お客様企業の業務を請け負う当社グループとしましては、このような震災発生によって事業継続困難な状況においても業務継続、早期復旧できる体制を引き続き整備・強化していくことが重要であります。そのため当社グループでは、震災やテロ、事故など多様化するリスクに備えたBCP（緊急時事業継続計画）の精度をより高め、また今夏の電力不足に対しては蓄電池の活用、西日本地区の拠点との連携などにより事業継続できるよう対策を強化していきます。

このような考えのもと、当社経営の基本理念である『お客様の満足の大きさが我々の存在価値の大きさであり、ひとりひとりの成長がその大きさと未来を創る。』を全社一丸となって実践し、当社グループの成長によって企業価値を高めるとともに、株主様、お客様企業、社員、社会に貢献する所存であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金5,020百万円の調達を実施いたしました。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(9) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区　　　分	第 23 期 平成20年３月期	第 24 期 平成21年３月期	第 25 期 平成22年３月期	第 26 期 (当連結会計年度) 平成23年３月期
売　上　高（百万円）	164,771	166,291	151,589	151,687
経常損益（百万円）	3,677	△1,193	4,539	6,512
当期純損益（百万円）	△3,139	2,201	2,135	4,469
１株当たり当期純損益（円）	△74.37	55.75	54.30	108.63
総　資　産（百万円）	97,098	88,092	91,637	90,134
純　資　産（百万円）	49,760	39,560	41,425	44,410
１株当たり純資産額（円）	1,047.98	871.39	922.62	997.46

（注）　１株当たり当期純損益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出し、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

①　親会社との関係

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社Ｊストリーム	2,182百万円	45.2%	インターネットを利用したデータ配信サービス事業
応用技術株式会社	600百万円	60.2%	GIS・製造業向けシステムインテグレーション事業
transcosmos Korea Inc.	5,302百万ｳｫﾝ	75.3%	韓国におけるコールセンター事業
トランスコスモスシー・アール・エム沖縄株式会社	100百万円	100.0%	国内におけるコールセンター事業

(11) 主要な事業内容（平成23年３月31日現在）

コールセンターサービス事業、ビジネスプロセスアウトソーシングサービス事業、デジタルマーケティングサービス事業、海外サービス事業、BtoC事業

(12) 主要な事業所等（平成23年３月31日現在）

当社本社	東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号
本部・支社	大阪、名古屋、和歌山、福岡
国内サービス拠点	札幌、仙台、川口、東京、横浜、名古屋、大阪、和歌山、福岡、熊本、宮崎、沖縄
海外サービス拠点	米国（ニューヨーク、ロサンゼルス）、韓国（ソウル、プサン）、中国（北京、上海、天津、大連、青島、広州、蘇州、無錫、本渓、深圳）、シンガポール、タイ（バンコク）

(13) 従業員の状況（平成23年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	臨時従業員数
単体サービス	8,494名	13,704名
BtoB国内子会社	1,178名	2,841名
BtoB海外子会社	5,178名	1,947名
BtoC子会社	202名	17名
合計	15,052名	18,509名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8,494名(13,704名)	541名減(331名増)	32歳11ヶ月	6年10ヶ月

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員等は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況（平成23年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	4,700
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,562
株式会社三井住友銀行	3,265

2. 会社の株式に関する事項（平成23年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　150,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　48,794,046株（単元株式数100株）

(3) 当事業年度末の株主数　　24,838名（うち、単元株式を有する株主数　20,861名）

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
奥田耕己	7,498	18.3
奥田昌孝	5,910	14.4
平井美穂子	2,185	5.3
財団法人奥田育英会	1,753	4.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,571	3.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	734	1.8
トランス・コスモス社員持株会	528	1.3
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	440	1.1
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	411	1.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	288	0.7

（注）1. 当社は、自己株式7,648千株保有しておりますが、上記上位10名の株主からは除外しており、持株比率は自己株式を控除して算出しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、小数第二位を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況（平成23年３月31日現在）

	平成17年第１回 新株予約権
保有人数および 新株予約権の数 取締役 (社外取締役を除く) 社外取締役 監査役	 6名 123個 0名 0個 1名 4個
目的となる 株式の種類	普通株式
目的となる 株式の数	25,400株
新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額 （１株あたり）	2,270円
行使期間	平成19年７月１日～ 平成23年６月30日
主な行使条件	権利行使日において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位にあること

(2) 当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成23年３月31日現在）

(1) 取締役および監査役の状況

地　　位	氏　　名	担　　当
代表取締役 グループCEOファウンダー	奥田耕己	グループ最高経営責任者
代表取締役会長 兼　CEO	船津康次	最高経営責任者
代表取締役社長 兼　COO	奥田昌孝	最高業務執行責任者
専務取締役	石見浩一	サービス統括責任者
上席常務取締役	向井宏之	営業統括責任者
上席常務取締役	森山雅勝	BtoC事業戦略本部長兼営業統括meet-me営業推進部長
上席常務取締役	永倉辰一	投資管理部担当兼transcosmos America, Inc. President, CEO
社外取締役	夏野　剛	
社外取締役	瀧浪壽太郎	
社外取締役	吉田　望	
常勤監査役	石岡英明	
監査役	高尾吉郎	
社外監査役	渡邉和志	
社外監査役	中村敏明	

（注）1. 取締役夏野剛氏、瀧浪壽太郎氏および吉田望氏は、社外取締役であります。
2. 監査役渡邉和志氏、中村敏明氏は、社外監査役であります。
3. 社外監査役中村敏明氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 上記のほか、取締役の重要な兼職状況は次のとおりであります。
(1) 専務取締役石見浩一氏は、大宇宙信息系統（上海）有限公司の董事長、大宇宙営鏈創信息咨詢（上海）有限公司の董事長、大宇宙商業服務（蘇州）有限公司の董事長を、それぞれ兼職しております。
(2) 上席常務取締役森山雅勝氏は、株式会社ココアの代表取締役を兼職しております。
(3) 上席常務取締役永倉辰一氏は、transcosmos America, Inc.　President, CEOを兼職しております。
5. 当社は、社外取締役夏野剛氏、瀧浪壽太郎氏、吉田望氏および社外監査役渡邉和志氏、中村敏明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況および当該他の法人等と当社との関係について

社外取締役夏野剛氏は、ぴあ株式会社および株式会社ドワンゴの取締役を兼職しており、ぴあ株式会社は当社との間に取引関係があります。

社外取締役吉田望氏は、株式会社takibiの代表取締役を兼職しており、株式会社takibiは当社との間に取引関係があります。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係について

社外取締役夏野剛氏は、NTTレゾナント株式会社の非常勤取締役、セガサミーホールディングス株式会社、SBIホールディングス株式会社およびグリー株式会社の社外取締役を兼任しており、NTTレゾナント株式会社、SBIホールディングス株式会社およびグリー株式会社は当社との間に取引関係があります。

社外取締役瀧浪壽太郎氏は、応用技術株式会社非常勤取締役および株式会社トランスコスモス・テクノロジーズ社外取締役を兼任しております。当該会社はいずれも当社の子会社であります。

社外監査役中村敏明氏は、株式会社リソー教育社外監査役を兼任しております。当社は、当該会社との間に特別な関係はありません。

③ 社外取締役および社外監査役との責任限定契約について

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役夏野剛氏、瀧浪壽太郎氏および吉田望氏につきましては、100万円または会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額、社外監査役渡邉和志氏、中村敏明氏につきましては、100万円または会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

(3) 社外役員の主な活動状況

当該事業年度における取締役会および監査役会での主な活動状況

社外役員の氏名	地　位	出席回数 取締役会 監査役会	主な発言状況
夏　野　　剛	社外取締役	11回/12回 ―	豊富な知識・経験に基づき決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。
瀧　浪　壽太郎	社外取締役	12回/12回 ―	豊富な知識・経験に基づき決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。
吉　田　　望	社外取締役	10回/10回 ―	豊富な知識・経験に基づき決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。
渡　邉　和　志	社外監査役	12回/12回 13回/13回	豊富な知識・経験に基づき決議事項・報告事項全般について必要に応じて意見を述べております。
中　村　敏　明	社外監査役	12回/12回 13回/13回	豊富な知識・経験に基づき決議事項・報告事項全般について必要に応じて意見を述べております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	支　給　額
取締役 （うち社外取締役）	11名 (4名)	211百万円 (41百万円)
監査役 （うち社外監査役）	4名 (2名)	30百万円 (12百万円)
合計	15名	241百万円

（注）1.　株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、月額50百万円であります。
（平成９年６月27日付定時株主総会決議）
2.　株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、月額5百万円であります。
（昭和63年６月25日付定時株主総会決議）

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の当事業年度に係る報酬等の額（注）	120百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	185百万円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、これらの合計額を記載しております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、transcosmos Korea Inc.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の法定監査を受けております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人に会社法や公認会計士法等の法令に違反もしくは抵触があった場合、またはその疑義が相当程度ある場合は、取締役会が監査役会の同意を得たうえで、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、全会一致の決議をもって、監査役会が当該会計監査人を解任いたします。なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案して、再任もしくは不再任の決定を行うことができるものとします。

6.　会社の体制および方針

(1)　取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①　取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス行動憲章、コンプライアンス行動指針およびコンプライアンス規程に基づいて職務を執行する。コンプライアンスに関する研修等を通じて、全取締役のコンプライアンスに対する意識をさらに高め、それに基づいて職務の執行を徹底する。

取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、原則として月１回開催する。取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、監査役も出席し取締役の職務の執行の適法性を監査する。取締役会には社外取締役も出席し、経営機能に対する監督強化を図る。

内部統制関連法規の施行を受けて、内部統制システムの構築に関する基本計画を再策定し、弁護士、公認会計士等の外部のアドバイザーの協力の下、内部統制システムのさらなる充実を図る。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要な意思決定および報告に関しては、取締役会規程に基づいて実施する。

職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規程、情報管理規程、内部者取引管理規程の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しも行う。

これらの事務については、管理本部長が所管し、運用状況の検証、見直しの経過等、適宜取締役会に報告する。

なお、業務を効率的に推進するために、業務システムの合理化やIT化をさらに推進する。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として内部監査規程に基づいて監査実施項目および方法を検討して監査計画を立案し、計画に基づく監査を実施する。

内部監査室の監査により法令定款違反が発見された場合、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は代表取締役社長に直ちに報告することとする。

リスク管理は、リスクマネジメント基本規程に基づいてコンプライアンス推進部が担当する。

各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、損失の危険を発見した場合には速やかにコンプライアンス推進部に報告される体制を構築する。リスク情報の収集を容易にするため、コンプライアンス推進部の存在意義を従業員に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には速やかに組織を通じて報告するよう指導する。

プライバシーマーク、その他個人情報保護規程等に基づき情報管理体制の充実を図る。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

年次計画、中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに担当する組織とその業績目標を明確化し、取締役会において目標達成をレビューし結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保し、また業績に連動した評価・報酬制度を実施する。

取締役会規程、職務権限運用要領および稟議規程に基づいて取締役の決裁権限と責任を明確にする。

取締役は執行役員の業務の執行状況を管理・監督する。

経営会議規程に基づいて意思決定を迅速に行えるようプロセスを簡素化して、重要な事項については代表取締役で構成される経営会議において慎重かつ迅速に意思決定を行う。

⑤　使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス行動憲章、コンプライアンス行動指針およびコンプライアンス規程を全使用人に徹底する。

また、コンプライアンス行動指針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

コンプライアンス推進部は、その担当執行役員を責任者として定期的にコンプライアンスプログラムを策定・実施し、使用人に対し、コンプライアンスに関する研修の実施、マニュアルの作成・配布等を通じ、コンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンスを遵守する意識を醸成する。

ヘルプライン等の設置により内部告発者から情報提供をしやすい環境を整備する。

⑥　当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社ならびに子会社から成る企業集団のリスク情報の有無を確認するために、当社の子会社を担当する各部門は、関係会社管理規程に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

子会社を担当する各部門が、子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、速やかに発見した損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、代表取締役に報告する。

子会社へ取締役または監査役を派遣し、派遣役員は子会社の取締役会へ出席するとともに、子会社の経営を管理する。

当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、必要に応じて内部監査室は監査を実施する。

当社と主要子会社の常勤監査役で構成するグループ監査役会を定期的に開催し監査業務の効率性および実効性を図る。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は、その人数、要件、期間および理由を勘案し、速やかに代表取締役は適任者を選任する。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
　監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮・監督のもと監査役の監査業務をサポートする。当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

⑨　取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
　取締役および使用人は、以下のような項目を定期的に監査役に報告することとし、監査役は取締役会や重要な会議に出席して報告を受ける。
・取締役会決議事項、報告事項
・月次、四半期、通期の業績、業績見通しおよび経営状況
・重要な開示資料の内容
・重要な組織・人事異動
・当社に著しい損失を与えるおそれのある事項
・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
・内部監査室、コンプライアンス推進部の活動状況
・その他、重要な稟議・決裁事項
　このほか、監査役が報告すべきものと定めた事項が生じた場合には、速やかに報告をする。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　取締役および使用人は監査役の監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
　代表取締役は、監査役と定期的な意見交換を行うとともに、監査役が内部監査室との適切な意思疎通および効果的な監査業務を実施するための体制を構築する。

⑪　適時適正開示を行うための体制
　適時開示規程に基づき、役職員に周知徹底を図るとともに、当社ならびに子会社から成る企業集団での開示情報のレポーティングラインを構築する。経営会議において内容の適正性を確保し、適時適正開示を実施する。

(2)　株式会社の支配に関する基本方針
当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

①　基本方針の内容
　当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。
　当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量

買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値は、お客様の満足度の大きさに価値を置き、企業価値の維持・向上に努めております。当社の企業価値の源泉は、（ア）情報処理アウトソーシングビジネスの先駆けとして創業以来蓄積してきた総合的な「技術力」、（イ）環境変化に即応し最新技術を創意工夫で融合させていくことのできる「人」の存在、（ウ）独立系企業としての強みを生かして構築された様々な「顧客との間の安定的・長期的な信頼関係」にあると考えております。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取り組みの具体的な内容の概要

(a) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

（中期経営計画等）

当社は、当社の企業価値の源泉を踏まえ、創業以来、一貫して標榜してきた「顧客第一主義」という理念のもと、以下の諸施策に取り組むことで当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上を図ってまいります。

(i)グローバル化市場でのサービスの提供

当社は、1995年に初めて中国市場に進出し、高品質・低コストでのシステム開発（オフショア開発）事業へ参入したのを皮切りに、現地向けのコールセンター、デジタルマーケティング、ビジネスプロセスアウトソーシング等グローバル市場でのサービス体制の構築・展開を加速させております。とくにコア事業であるコールセンターサービスのグローバル化を推進し、中国、韓国、タイ等にコールセンター拠点を設け、アジア主要10言語に対応する『グローバルコールセンターサービス』の提供を開始する等、ますます顧客志向がグローバル化していくことに備え、グローバルでの競争力強化に取り組んでまいります。

(ⅱ)業種・業務に特化したサービスの提供

法改正等に代表されるとおり企業を取り巻く環境は刻一刻と変化し続けております。この変化とともにアウトソーシングニーズはますます多様化してきており、また業種特有の課題がより多く顕在化してきております。当社は、多様化しているニーズに総合的に対応していくため、「業界別営業体制」を採用しております。各業界・業種のプロフェッショナルである「人」と「技術力」を用意し、どの業界のお客様企業にも最適なサービスを提供できるように、より一層のサービス体制の強化に取り組んでまいります。

(ⅲ)グループ各社との連携による高付加価値・高品質なサービスの提供
　当社は、当社が持つ独自サービスに加え、分析力、技術力といったそれぞれの分野で高い専門性を持つ企業も多く抱えております。このようなグループ各社との連携を深め、当社の「人」による運用力をベースに高い事業シナジーを創出し続けていくことで、より高付加価値・高品質なサービス提供を実現していくとともに、独自性と総合力でコスト競争力強化に取り組んでまいります。
（コーポレート・ガバナンスの強化）
　当社は、透明性の高い公正な経営を実現すべく、取締役の任期を１年とし、10名の取締役のうち３名を独立性のある社外取締役とすることにより経営に対する監視機能の強化を図っております。また、意思決定の迅速化による事業環境変化への対応力強化を図るため執行役員制を導入しております。監査役につきましては、社外監査役２名を含む４名により監査役会を構成し、取締役会等の重要な会議に出席するほか、当社および国内外子会社への監査を実施し、取締役の職務執行の監査を行っております。なお、当社は、独立性のある社外取締役３名と社外監査役２名を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
(b)　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの具体的な内容の概要
(ⅰ)当社は、平成21年５月20日付取締役会決議および平成21年６月25日付第24回定時株主総会決議に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を、平成21年７月１日をもって導入いたしました。本プランの概要については、下記(ⅱ)のとおりであります。
(ⅱ)本プランの概要
ア　本プランの目的
　当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するため、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。
イ　対象となる買付等
　本プランは、下記（ア）または（イ）に該当する当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。但し、当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。
（ア）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20％以上となる買付その他の取得
（イ）当社が発行者である株券等について、公開買付を行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付

ウ　本プランの発動に係る手続

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面等を当社に対して提出していただくとともに、当社が交付した書式に従い、株主の皆様の判断等のために必要な所定の情報を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に送付いたします。

独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたうえ、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。また、独立委員会は、買付者等および当社取締役会からの情報等（追加的に提供を求めたものも含みます。）を受領してから原則として最長60日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討、買付者等との協議・交渉等を行います。

そのうえで、独立委員会は、買付等について、下記エにおいて定められる発動事由に該当すると判断した場合、原則として、当社取締役会に対して、本プランの発動として新株予約権の無償割当てを実施することを勧告いたします。なお、独立委員会は、下記エにおいて定められる発動事由のうち発動事由その２（以下、「発動事由その２」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、あらかじめ新株予約権の無償割当ての実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものといたします。

また、当社取締役会は、本プランに従った新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)独立委員会が新株予約権の無償割当ての実施に際してあらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または(ⅱ)ある買付等について発動事由その２の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができます。

当社取締役会は、上記の独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施に関する決議を行い、また、上記の株主総会の決議が存する場合には、その決議に従います。

エ　新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。

記

発動事由その１

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その２
　下記のいずれかに該当し、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合
(a)下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
① 株券等を買い占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
(c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、または買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
(d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な「仕組み（人と技術力の融合）」や当社の従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
オ　その他
　本プランに従い株主の皆様に対して割当てられる予定の新株予約権は、１円を下限とし当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会または株主総会が別途決定した金額を払い込むことにより行使することができ、かかる行使により原則として普通株式１株を取得することができます。また、買付者等およびその関係者による権利行使は原則として認められないという行使条件、および当社が買付者等およびその関係者以外の者から当社株式１株と引換えに新株予約権１個を取得することができる旨の取得条項が付されております。
　本プランの有効期間は、平成21年７月１日から第24回定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

③　②の取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の中期経営計画およびコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。また、導入に当たり株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、有効期間が約３年と定められており、いわゆるサンセット条項が付されていること、および有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等、株主意思を重視するものとなっております。さらに、本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、経営陣からの独立性を有する社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等を利用し助言を受けることができるとされていること、当社取締役の任期は１年とされていること等により、その公正性・客観性も担保されております。

したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置づけております。配当政策については、業績に連動した配当性向重視型を採用しており、よりいっそう株主の皆様に対する利益還元を図ることにより、結果として当社株式の市場価値を高めることを基本方針としております。

当事業年度（平成23年３月期）の配当については、上記方針に基づき、１株当たり33円00銭とさせていただく予定です。

（注）　本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

添付書類(2)

連結貸借対照表

（平成23年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**61,102**	**流動負債**	**32,105**
現金及び預金	31,797	買掛金	4,118
受取手形及び売掛金	23,406	短期借入金	846
有価証券	27	一年内償還予定の社債	1,070
商品及び製品	41	一年内返済予定の長期借入金	12,152
仕掛品	552	未払金	2,435
貯蔵品	52	未払費用	5,077
繰延税金資産	3,769	未払法人税等	592
その他	1,894	未払消費税等	1,337
貸倒引当金	△438	前受金	665
固定資産	**29,031**	賞与引当金	3,107
有形固定資産	**7,661**	その他	702
建物及び構築物	3,685	**固定負債**	**13,618**
車両及び運搬具	16	社債	1,660
工具器具備品	2,495	長期借入金	8,525
土地	1,145	退職給付引当金	127
リース資産	311	訴訟損失引当金	2,555
建設仮勘定	7	長期預り保証金	44
無形固定資産	**1,891**	その他	705
のれん	297	**負債合計**	**45,723**
ソフトウエア	1,266	純資産の部	
リース資産	47	**株主資本**	**43,943**
ソフトウエア仮勘定	66	**資本金**	**29,065**
その他	212	**資本剰余金**	**20,510**
投資その他の資産	**19,479**	**利益剰余金**	**10,289**
投資有価証券	3,919	**自己株式**	**△15,922**
関係会社株式	3,358	**その他の包括利益累計額**	**△2,902**
その他の関係会社有価証券	75	**その他有価証券評価差額金**	**△149**
関係会社出資金	368	**為替換算調整勘定**	**△2,752**
長期貸付金	194	**少数株主持分**	**3,369**
繰延税金資産	2,707	**純資産合計**	**44,410**
差入保証金	4,584		
前払年金費用	1,518		
その他	3,071		
貸倒引当金	△318		
資産合計	**90,134**	**負債及び純資産合計**	**90,134**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

添付書類(3)

連結損益計算書

（平成22年４月１日から
平成23年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		151,687
売上原価		123,799
売上総利益		27,887
販売費及び一般管理費		21,588
営業利益		6,299
営業外収益		
受取利息	58	
受取配当金	8	
投資事業組合運用益	166	
雇用開発助成金等	551	
その他	257	1,042
営業外費用		
支払利息	554	
為替差損	132	
その他	142	830
経常利益		6,512
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	1,701	
関係会社株式売却益	118	
貸倒引当金戻入益	36	
持分変動益	27	
その他	413	2,300
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	86	
減損損失	2,171	
投資有価証券評価損	123	
関係会社株式評価損	219	
その他	523	3,129
税金等調整前当期純利益		5,683
法人税、住民税及び事業税	472	
法人税等調整額	693	1,165
少数株主損益調整前当期純利益		4,518
少数株主利益		48
当期純利益		4,469

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

添付書類(4)

連結株主資本等変動計算書

（ 平成22年４月１日から
平成23年３月31日まで ）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年３月31日残高	29,065	20,511	6,257	△15,921	39,912
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△411		△411
当期純利益			4,469		4,469
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△0		1	0
連結範囲の変動			△7		△7
連結子会社決算期変更による変動額			△19		△19
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					―
連結会計年度中の変動額合計	―	△0	4,031	△0	4,030
平成23年３月31日残高	29,065	20,510	10,289	△15,922	43,943

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成22年３月31日残高	207	△2,156	△1,949	3,462	41,425
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△411
当期純利益					4,469
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					0
連結範囲の変動					△7
連結子会社決算期変更による変動額					△19
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△356	△595	△952	△92	△1,045
連結会計年度中の変動額合計	△356	△595	△952	△92	2,984
平成23年３月31日残高	△149	△2,752	△2,902	3,369	44,410

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1.　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　49社

主要な連結子会社の名称

株式会社Ｊストリーム、応用技術株式会社、transcosmos Korea Inc.
トランスコスモスシー・アール・エム沖縄株式会社

なお、当連結会計年度の連結子会社の異動は次のとおりであります。

(新規)

・大宇宙商業服務（蘇州）有限公司（平成22年４月28日設立）
・Transcosmos　Digital Marketing Cayman Co., Ltd.（議決権比率の増加により持分法適用会社からの変更）（旧　TENSYN COMMUNICATION HOLDING CO., LTD.）
・特思尓大宇宙（北京）投資諮詢有限公司（持株会社であるTranscosmos Digital Marketing Cayman Co., Ltd.の議決権比率の増加による）（旧　騰信互動（北京）諮詢有限公司）

(除外)

・APPLIED TECHNOLOGY KOREA,INC.（平成22年６月25日清算結了）
・瀋陽大宇宙信息系統有限公司（平成22年９月８日清算結了）
・株式会社リッスンジャパン（全保有株式売却）
・トランスコスモスシー・アール・エム宮崎株式会社（平成23年１月28日清算結了）
・株式会社マーケットスイッチ・ジャパン（平成23年３月30日清算結了）

(2) 主要な非連結子会社の名称等

大宇宙設計開発（大連）有限公司 他

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2.　持分法の適用に関する事項

(1) 関連会社数　16社

主要な持分法適用会社の名称

ネットレイティングス株式会社、株式会社フォアキャスト・コミュニケーションズ

なお、当連結会計年度の持分法適用会社の異動は次のとおりであります。

(新規)

・北京騰信創新網絡営銷技術股份有限公司（持株会社である特思尓大宇宙（北京）投資諮詢有限公司の議決権比率の増加による）（旧　北京騰信互動広告有限責任公司）
・瀋陽新華通大科技有限公司(新規取得)

(除外)

・株式会社グリッド・ソリューションズ（平成22年５月28日清算結了）
・日本公共料金サービス株式会社（全保有株式売却）
・Transcosmos Digital Marketing Cayman Co., Ltd.（議決権比率の増加により連結子会社へ変更）
・株式会社富士山マガジンサービス（保有株式一部売却）
・株式会社デジタルゴルフ（議決権比率の減少により持分法適用会社より除外）

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（大宇宙設計開発（大連）有限公司他）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号　平成20年３月10日公表分）および「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号　平成20年３月10日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これによる経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

3.　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

（決算日　12月31日）

・応用技術株式会社
・CCPメザニン2006投資事業組合
・CCP-Biotech３号投資事業組合
・CCP-GLOBAL FUNDⅠ
・大宇宙ジャパン株式会社
・transcosmos America,Inc.
・大宇宙信息創造(中国)有限公司
・大宇宙信息系統(上海)有限公司
・大宇宙営鏈創信息咨詢(上海)有限公司
・Transcosmos Information Creative Holdings
・Transcosmos Digital Marketing Cayman Co., Ltd.
・transcosmos Korea Inc.
・Shine Harbour Ltd.
・transcosmos(Thailand)Co.,Ltd.
・上海特思尔大宇宙商務咨詢有限公司
・北京大宇宙信息技術有限公司
・北京特朗思信息技術服務有限公司
・蘇州大宇宙信息創造有限公司
・大宇宙商業服務（蘇州）有限公司
・上海特朗思大宇宙信息技術服務有限公司
・無錫特朗思大宇宙信息技術服務有限公司
・特思尔大宇宙（北京）投資諮詢有限公司

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、株式会社トランスコスモス・テクノロジーズは、当連結会計年度より決算日を12月31日から３月31日に変更しております。

（決算日　その他）

会社名	決算日
・CCP-GLOBAL　FUNDⅡ	５月31日
・ラルクCCP12投資事業組合	８月31日
・キャリアインキュベーション株式会社	９月30日

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、株式会社バンドワゴンは、当連結会計年度より決算日を４月30日より３月31日に変更しております。

4.　会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの
移動平均法に基づく原価法
投資事業有限責任組合等に対する出資金
当該投資事業有限責任組合等の直近事業年度における純資産の当社持分割合で評価

(2) デリバティブ …………………… 時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
商品及び製品 ………………… 総平均法
仕掛品 ………………………… 個別法
貯蔵品 ………………………… 最終仕入原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 ………………… 建物（建物付属設備は除く）
（リース資産を除く）
a 平成10年３月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
b 平成10年４月１日から平成19年３月31日までに取得したもの
旧定額法によっております。
c 平成19年４月１日以後に取得したもの
定額法によっております。
建物以外
a 平成19年３月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
b 平成19年４月１日以後に取得したもの
定率法によっております。
なお、当社のコールセンター設備の一部（器具備品等）については、経済的耐用年数（法定耐用年数の５割程度短縮）による定額法を採用しております。
在外連結子会社は主として定額法を採用しております。
また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却しております。

無形固定資産 ………………… 主として定額法を採用しております。
（リース資産を除く）
ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。また、市場販売目的のソフトウエアについては、販売開始後３年以内の見込販売数量を基準に償却しておりますが、その償却額が残存有効期間に基づく均等配分額に満たない場合は、その均等配分額を最低限として償却しております。

リース資産 …………………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …………………… 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …………………… 当社および国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

退職給付引当金 ……………… 当社および連結子会社の一部において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（５年）による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（５年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

訴訟損失引当金 ……………… 訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」および「少数株主持分」に含めております。

② 重要なヘッジ会計の方法

（ⅰ）ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合には、特例処理を採用しております。

（ⅱ）ヘッジ手段とヘッジ対象 …… ヘッジ手段：金利スワップ取引
ヘッジ対象：借入金

（ⅲ）ヘッジ方針 …………………… 内規に基づき、金利の変動リスクを回避するため金利スワップ取引を行っております。

（ⅳ）ヘッジ有効性評価の方法 …… 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略しております。

③　消費税等の会計処理 ………… 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

④　重要な収益および費用の計上基準

受注制作のソフトウエアに係る収益および費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるものについては進行基準（進捗率の見積りは原価比例法等）を、その他のものについては完成基準を適用しております。

⑤　のれんの償却方法および償却期間

のれんおよび平成22年３月31日以前に発生した負ののれんの償却については、５年間または10年間で均等償却しております。なお、のれんの効果が見込まれない状況が発生した場合には、相当の減額を行っております。

5.　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益は、147百万円、税金等調整前当期純利益は、201百万円それぞれ減少しております。

(2) 「企業結合に関する会計基準」等の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第23号　平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号　平成20年12月26日公表分）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）を適用しております。

6.　表示方法の変更

連結貸借対照表関係

前連結会計年度において区分掲記しておりました投資その他の資産の「出資金」（当連結会計年度0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

連結損益計算書関係

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）に基づき「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年３月27日　平成21年法務省令第７号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

7.　追記情報

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号　平成22年６月30日）に基づき「会社計算規則の一部を改正する省令」（平成22年９月30日　平成22年法務省令第33号）を適用し、「連結貸借対照表」および「連結株主資本等変動計算書」における「評価・換算差額等」および「評価・換算差額等合計」は、「その他の包括利益累計額」および「その他の包括利益累計額合計」と表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

銀行預金	1百万円
建物及び構築物	187百万円
土地	89百万円
計	277百万円

担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金	19百万円
長期借入金	43百万円
計	62百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　11,233百万円

3. 偶発債務

当社が受注した治験薬割付業務に関して、アルフレッサファーマ株式会社および田辺三菱製薬株式会社から、1,474百万円の損害賠償請求訴訟が平成23年2月18日東京地方裁判所に提起されました。当社は、今後裁判において当社の主張を明らかにしていく予定です。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式(株)	48,794,046	—	—	48,794,046

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式(株)	7,646,736	2,502	621	7,648,617

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加　2,502株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の売却による減少　621株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日定時株主総会	普通株式	411	10	平成22年3月31日	平成22年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,357	33	平成23年3月31日	平成23年6月29日

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資については業務または資本提携等、事業推進上の要請に基づき株式投資を行う他、余資運用は預金等の元本確保を基本とした運用を行っております。資金調達に際しては銀行借入や社債、株式発行など状況に応じて最適と思われる手法を選択しております。また、デリバティブ取引は、事業活動上生じる市場リスクを回避するため、金利スワップ取引、通貨スワップ取引および為替予約取引に利用しており投機を目的としたデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は、主に業務または資本提携等に関連する株式であります。これらは、市場価格の変動リスク、投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や投資先企業の財務諸表等を把握し、適正に評価の見直しを行うと共に投資価値の回収に努めております。

営業債務である買掛金および未払費用は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として５年以内）および社債は設備投資等の長期性投資に係る資金調達であります。このうち長期借入金の一部が変動金利であり、金利の変動リスクに晒されているため、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものは、その判定をもって有効性の評価をし、特例処理の要件を満たさないものに関しては、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、専門の部署により起案、実行および管理が行われており、その実行に際しては承認ルールに則り適正な手続きの下に行われております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、当社グループの与信を毀損することの無いよう各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理すると共に債務履行を万全なものとするためコミットメントライン契約を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「２.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差　額
（1） 現 金 及 び 預 金	31,797	31,797	－
（2） 受取手形及び売掛金	23,406	23,406	－
（3） 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	181	181	－
（4） 買 掛 金	△4,118	△4,118	－
（5） 短 期 借 入 金	△846	△846	△0
（6） 未 払 費 用	△5,077	△5,077	－
（7） 社 債	△2,730	△2,768	△38
（8） 長 期 借 入 金	△20,677	△20,905	△227
（9） デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	－	△317	△317
②ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－

（*）　負債に計上されているものについては、△で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、ならびに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 買掛金、および(6)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金

短期借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、返済期日までの期間および信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を当該借入金の残存期間および信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされ

ており（下記（9）参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を残存期間および信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引先の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額、時価および評価損益ならびに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

対象物の種類	区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
				うち1年超		
通貨	市場取引外の取引	通貨スワップ取引 米ドル	1,863	1,863	△317	△317
合計			1,863	1,863	△317	△317

（注） 時価の算定方法 …… 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しております。

② ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(8)参照）。

（注２）非上場株式等（連結貸借対照表計上額3,764百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　　997円46銭
2. １株当たり当期純利益　　108円63銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

添付書類(5)

貸 借 対 照 表

（平成23年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**48,114**	**流動負債**	**27,543**
現金及び預金	23,590	買掛金	4,742
受取手形	20	短期借入金	200
売掛金	19,557	一年内償還予定の社債	1,050
商品	3	一年内返済予定の長期借入金	12,092
仕掛品	133	未払金	1,109
貯蔵品	9	未払費用	3,841
前渡金	104	未払法人税等	265
前払費用	536	未払消費税等	860
短期貸付金	200	前受金	277
未収入金	347	預り金	236
繰延税金資産	3,490	賞与引当金	2,709
その他	159	その他	157
貸倒引当金	△40	**固定負債**	**12,467**
固定資産	**33,201**	社債	1,600
有形固定資産	**3,054**	長期借入金	7,968
建物	1,069	長期預り保証金	21
構築物	12	訴訟損失引当金	2,555
工具器具備品	1,491	その他	321
土地	373	**負債合計**	**40,010**
リース資産	107	純資産の部	
無形固定資産	**1,379**	**株主資本**	**41,677**
のれん	259	**資本金**	**29,065**
ソフトウエア	966	**資本剰余金**	**20,510**
リース資産	28	その他資本剰余金	20,510
電話加入権	89	**利益剰余金**	**8,023**
ソフトウエア仮勘定	34	利益準備金	375
投資その他の資産	**28,767**	その他利益剰余金	7,647
投資有価証券	5,432	繰越利益剰余金	7,647
関係会社株式	11,962	**自己株式**	**△15,922**
その他の関係会社有価証券	96	**評価・換算差額等**	**△372**
関係会社出資金	731	**その他有価証券評価差額金**	**△372**
関係会社長期貸付金	2,311	**純資産合計**	**41,305**
前払年金費用	1,518		
訴訟仮払金	2,557		
繰延税金資産	2,603		
差入保証金	3,032		
その他	428		
貸倒引当金	△1,907		
資産合計	**81,316**	**負債及び純資産合計**	**81,316**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

添付書類(6)

損 益 計 算 書

（平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		123,667
売上原価		103,724
売上総利益		19,942
販売費及び一般管理費		14,923
営業利益		5,019
営業外収益		
受取利息	107	
受取配当金	19	
雇用開発助成金	366	
その他	90	583
営業外費用		
支払利息	458	
社債利息	53	
コミットメントフィー	23	
投資事業組合損失	40	
その他	112	688
経常利益		4,914
特別利益		
固定資産売却益	6	
投資有価証券売却益	1,700	
関係会社清算益	64	
企業立地助成金等	120	
その他	328	2,220
特別損失		
固定資産除却損	54	
減損損失	1,561	
投資有価証券評価損	87	
関係会社清算損	33	
関係会社株式評価損	1,028	
その他	485	3,251
税引前当期純利益		3,883
法人税、住民税及び事業税	84	
法人税等調整額	971	1,055
当期純利益		2,827

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

添付書類(7)

株主資本等変動計算書

（平成22年４月１日から
平成23年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成22年３月31日残高	29,065	20,511	20,511
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分		△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	—	△0	△0
平成23年３月31日残高	29,065	20,510	20,510

（単位：百万円）

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成22年３月31日残高	334	5,273	5,607	△15,921	39,262
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	41	△452	△411		△411
当期純利益		2,827	2,827		2,827
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分				1	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	41	2,374	2,416	△0	2,414
平成23年３月31日残高	375	7,647	8,023	△15,922	41,677

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成22年3月31日残高	199	199	39,462
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△411
当期純利益			2,827
自己株式の取得			△1
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△571	△571	△571
事業年度中の変動額合計	△571	△571	1,843
平成23年3月31日残高	△372	△372	41,305

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.　有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

投資事業有限責任組合等に対する出資金

当該投資事業有限責任組合等の直近事業年度における純資産の当社持分割合で評価

2.　デリバティブ ………………………… 時価法

3.　たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品 ………………………………… 総平均法

仕掛品 ……………………………… 個別法

貯蔵品 ……………………………… 最終仕入原価法

4.　固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ………………………… 建物(建物付属設備は除く)
（リース資産除く）

a 平成10年３月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。

b 平成10年４月１日から平成19年３月31日までに取得したもの
旧定額法によっております。

c 平成19年４月１日以後に取得したもの
定額法によっております。

建物以外

a 平成19年３月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。

b 平成19年４月１日以後に取得したもの
定率法によっております。

なお、コールセンター設備の一部（器具備品等）については経済的耐用年数（法定耐用年数の５割程度短縮）による定額法を採用しております。

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却の終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産 ………………………… 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
（リース資産除く）

リース資産 ………………………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金 ………………………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 ………………………… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

退職給付引当金 …………………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（５年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（５年）による定額法により、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

訴訟損失引当金 ……………………訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

6. 収益および費用の計上基準

受注制作のソフトウエアに係る収益および費用の計上基準 ………… 当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるものについては進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のものについては完成基準を適用しております。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法 ………………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合には、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象 ………… ヘッジ手段：金利スワップ取引
ヘッジ対象：借入金

③ ヘッジ方針 ………………………… 当社内規に基づき、金利の変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法 ………… 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略しております。

(2)外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算の基準…………	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
(3)消費税等の会計処理…………………	消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

8.　重要な会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準の適用

　当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。

　これにより、営業利益、経常利益は、145百万円、税引前当期純利益は、190百万円それぞれ減少しております。

貸借対照表に関する注記

1.　担保に供している資産　　銀行預金　　1百万円

2.　債務保証

金融機関からの借入債務に対する保証	
transcosmos(Thailand)Co.,Ltd.	41百万円
関係会社からの借入債務に対する保証	
株式会社ココア	370百万円
関係会社からの預り債務に対する保証	
ティーシーアイ・ビジネス・サービス株式会社	1,819百万円
賃貸借契約債務に対する保証	
トランスコスモスフィールドマーケティング株式会社	0百万円
株式会社ウェブ・ワークス	0百万円
リース契約債務に対する保証	
Qingdao Zuki Industrial Design Co.,Ltd.	36百万円
計	2,267百万円

3.　有形固定資産の減価償却累計額　　7,210百万円

4.　関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く）

関係会社に対する短期金銭債権	565百万円
関係会社に対する短期金銭債務	1,251百万円

5.　偶発債務

　当社が受注した治験薬割付業務に関して、アルフレッサファーマ株式会社および田辺三菱製薬株式会社から、1,474百万円の損害賠償請求訴訟が平成23年２月18日東京地方裁判所に提起されました。当社は、今後裁判において当社の主張を明らかにしていく予定です。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	314百万円
営業費用	10,909百万円
営業取引以外の取引高	217百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株 式 の 種 類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式（株）	7,646,736	2,502	621	7,648,617

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 2,502株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の売却による減少 621株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,102百万円
未払事業税	76百万円
関係会社株式評価損	2,053百万円
訴訟損失引当金	1,039百万円
減価償却超過額	984百万円
投資有価証券評価損	747百万円
貸倒引当金	473百万円
投資事業組合損失	394百万円
税務上ののれん	365百万円
前払年金費用	△617百万円
繰越欠損金	4,072百万円
その他	575百万円
小計	11,266百万円
評価性引当額	5,074百万円
繰延税金資産合計	6,191百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	7百万円
合併によるのれん調整額	90百万円
繰延税金負債合計	97百万円
繰延税金資産の純額	6,094百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機およびその周辺機器等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額（百万円）	減価償却累計額相当額（百万円）	期末残高相当額（百万円）
工具器具備品	276	174	101
ソフトウエア	44	25	18
合計	320	200	120

2. 未経過リース料期末残高相当額

一年以内	70百万円
一年超	57百万円
合計	127百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	95百万円
減価償却費相当額	84百万円
支払利息相当額	3百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

6. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

未経過リース料

一年以内	5百万円
一年超	1百万円
合計	6百万円

関連当事者との取引に関する注記

１．親会社および法人主要株主等

該当事項はありません。

２．子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(％)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ティーシーアイ・ビジネス・サービス株式会社	100百万円	ＢtoＢ国内子会社	所有直接100.0	資金の融資	資金の貸付(注)1	2,220	関係会社長期貸付金	2,307
						回収等	4,566		
						債務保証(注)2	1,819		
						債権譲受(注)3	1,039		
子会社	株式会社リッスンジャパン	―	―	―	―	債権放棄(注)3	1,016	―	―

取引条件および取引条件の決定方針等

（注）１　貸付金については市場金利等および調達金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。

（注）２　関係会社からの預かり債務に対する保証であります。

（注）３　平成22年12月に、株式会社リッスンジャパンの株式譲渡に伴い行ったものであり、株式会社リッスンジャパンは連結の範囲から外れております。

（注）４　取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

（注）５　議決権等の所有（被所有）割合は、小数第二位を四捨五入しております。

３．兄弟会社等

該当事項はありません。

４．役員および個人主要株主等

該当事項はありません。

１株当たり情報に関する注記

1.　１株当たり純資産額　1,003円89銭

2.　１株当たり当期純利益　68円72銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

添付書類(8)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２３年５月１３日

トランス・コスモス株式会社
取 締 役 会　御 中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　湯 本 堅 司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中 川　豪 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　長 南 伸 明 ㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、トランス・コスモス株式会社の平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トランス・コスモス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

添付書類(9)

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２３年５月１３日

トランス・コスモス株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯本堅司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川　豪	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長南伸明	㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、トランス・コスモス株式会社の平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの第２６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

添付書類(10)
監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年５月13日

トランス・コスモス株式会社　監査役会
常勤監査役　石 岡　英 明　㊞
監 査 役　髙 尾　吉 郎　㊞
社外監査役　渡 邉　和 志　㊞
社外監査役　中 村　敏 明　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案およびその参考事項

第１号議案　第26期剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金33円
総額　1,357,799,157円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成23年６月29日（水曜日）

第２号議案　定款一部変更の件

１．　変更の理由

当社の今後の事業展開に備えるため、当社定款第２条（目的）を一部変更するものであります。

２．　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（目的） 第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。 １．～12.（記載省略） 13.　電気通信事業法に基づく<u>第二種通信事業主としての回線リセール事業</u> 14.～25.（記載省略）	（目的） 第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。 １．～12.（現行どおり） 13.　電気通信事業法に基づく<u>電気通信事業</u> 14.～25.（現行どおり）

第３号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴・当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	奥田耕己（おくだこうき） (昭和12年１月９日生)	昭和41年６月　丸栄計算センター株式会社代表取締役社長 昭和49年12月　株式会社関西丸栄計算センター代表取締役社長 昭和50年６月　和歌山丸栄計算センター株式会社代表取締役社長 昭和53年11月　株式会社インプット研究所代表取締役社長 昭和57年１月　群馬丸栄計算センター株式会社代表取締役社長 昭和57年４月　株式会社マリテツク代表取締役社長 昭和59年６月　財団法人情報サービス産業協会常任理事 昭和60年６月　当社代表取締役社長 平成９年５月　株式会社ジェイストリーム(現株式会社Jストリーム)代表取締役社長 平成10年６月　当社代表取締役会長兼社長 平成11年12月　株式会社イーベンチャーズ代表取締役社長 平成14年９月　当社代表取締役会長兼グループCEO 平成15年６月　代表取締役グループCEOファウンダー(現任)	7,498,800株 (―株)

候補者 番　号	氏　　名 （生年月日）	略歴・当社における地位・担当 （重要な兼職の状況）	所有する当 社株式の数
2	ふなつ　こうじ 船　津　康　次 (昭和27年３月18日生)	昭和56年４月　株式会社リクルート入社 平成７年12月　株式会社北海道じゃらん取締役 平成10年４月　当社入社、事業企画開発本部長 平成10年６月　常務取締役 平成11年６月　専務取締役海外事業統轄補佐 平成12年４月　代表取締役副社長 総合営業本部、コンサルティング本部、各事業本部担当 平成12年11月　事業統括担当 平成13年４月　事業戦略本部兼人財戦略本部担当 平成14年４月　代表取締役副社長兼事業統括本部最高責任者兼人事担当 平成14年９月　代表取締役社長兼CEO 平成15年６月　代表取締役会長兼CEO(現任) 平成19年６月　社団法人日本テレマーケティング協会副会長(現任) 平成21年６月　株式会社角川グループホールディングス社外取締役(現任)	25,200株 (1,695株)
3	おくだ　まさたか 奥　田　昌　孝 (昭和42年３月29日生)	昭和63年４月　当社入社 平成８年６月　取締役マーケティング本部副本部長 平成10年６月　常務取締役社長室担当 平成12年４月　代表取締役副社長 事業企画開発本部担当、海外事業本部副担当 平成13年４月　社長室、事業推進本部担当、海外事業本部、経理財務本部兼管理サービス本部副担当 平成14年４月　代表取締役副社長兼Co-COO、事業開発本部最高責任者 平成14年６月　株式会社イーベンチャーズ代表取締役 平成14年９月　当社代表取締役副社長兼COO 平成15年６月　代表取締役社長兼COO(現任)	5,910,368株 (3,392株)

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴・当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	いわみ こういち 石　見　浩　一 (昭和42年１月10日生)	平成５年４月　味の素株式会社入社 平成13年３月　当社入社 平成14年６月　取締役事業開発統括本部副本部長 平成16年６月　上席常務執行役員 平成17年２月　大宇宙信息系統(上海)有限公司董事長(現任) 平成17年４月　当社上席常務執行役員マーケティングチェーンマネジメントサービス統括責任者 平成17年６月　専務取締役 平成17年８月　大宇宙営鏈創信息咨詢(上海)有限公司董事長(現任) 平成18年６月　当社取締役副社長 平成22年４月　専務取締役サービス統括責任者(現任) 大宇宙商業服務(蘇州)有限公司董事長(現任)	4,400株 (4,203株)
5	むかい ひろゆき 向　井　宏　之 (昭和27年７月23日生)	昭和52年４月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成７年１月　同社流通システム事業部小売システム事業部長 平成９年１月　同社アジア地区本社(東京)出向 平成10年１月　同社欧州地区本社(フランス)出向 平成12年４月　同社理事流通システム事業部長 平成16年４月　同社理事PC&プリンティング事業部長 平成17年３月　レノボ・ジャパン株式会社代表取締役社長 平成19年10月　当社入社、上席常務執行役員営業統括営業企画本部担当 平成20年６月　専務取締役営業統括責任者 平成21年４月　上席常務取締役営業統括責任者(現任)	—株 (2,357株)

候補者番　号	氏　　名 （生年月日）	略歴・当社における地位・担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6	もりやま　まさかつ 森　山　雅　勝 (昭和45年５月21日生)	平成５年４月　プライスウォーターハウスコンサルタント(現日本アイ・ビー・エム株式会社)入社 平成12年６月　当社入社 平成14年６月　取締役 平成15年６月　常務取締役 平成16年６月　上席常務執行役員 平成17年９月　専務取締役BtoC事業戦略本部長 平成19年３月　株式会社ココア代表取締役(現任) 平成21年６月　当社上席常務取締役BtoC事業戦略本部長兼営業統括meet-me営業推進部長 平成23年４月　上席常務取締役BtoC事業戦略本部長(現任)	2,000株 (―株)
7	ながくら　しんいち 永　倉　辰　一 (昭和39年１月７日生)	昭和61年３月　株式会社リクルート入社 平成10年６月　当社入社 平成16年６月　執行役員サービス開発本部長 平成17年６月　常務執行役員グループ戦略担当 平成17年９月　上席常務執行役員事業開発投資本部長 平成18年６月　専務取締役 平成21年４月　transcosmos America, Inc. President, CEO(現任) 平成22年４月　当社上席常務取締役投資管理部担当兼transcosmos America, Inc. President, CEO(現任)	1,000株 (―株)
8	なつの　たけし 夏　野　　剛 (昭和40年３月17日生)	昭和63年４月　東京ガス株式会社入社 平成９年９月　エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(現株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)入社 平成17年６月　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ執行役員マルチメディアサービス部長 平成20年５月　慶應義塾大学政策メディア研究科特別招聘教授(現職) 平成20年６月　当社社外取締役(現任) セガサミーホールディングス株式会社社外取締役(現任) ぴあ株式会社取締役(現任) NTTレゾナント株式会社非常勤取締役(現任) SBIホールディングス株式会社社外取締役(現任) 平成20年12月　株式会社ドワンゴ取締役(現任) 平成21年９月　グリー株式会社社外取締役(現任)	―株 (30,541株)

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴・当社における地位・担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
9	瀧浪壽太郎（たきなみ じゅたろう） （昭和16年９月28日生）	昭和43年４月 日本事務器株式会社入社 昭和47年２月 株式会社電通入社 昭和50年12月 株式会社電通国際情報サービス出向 昭和60年６月 同社取締役 平成２年６月 同社常務取締役 平成６年６月 同社専務取締役 平成10年６月 同社代表取締役社長 平成16年６月 同社代表取締役社長最高執行責任者 平成21年３月 応用技術株式会社非常勤取締役（現任） 平成21年６月 当社社外取締役（現任） 社団法人テレコムサービス協会副会長（現任） 平成22年３月 株式会社トランスコスモス・テクノロジーズ社外取締役（現任）	―株 （1,321株）
10	吉田望（よしだ のぞむ） （昭和31年12月１日生）	昭和55年４月 株式会社電通入社 平成元年７月 株式会社電通総研出向 平成12年10月 株式会社ノゾムドットネット代表取締役（現任） 平成14年１月 株式会社コンセント取締役（現任） 平成16年６月 株式会社takibi代表取締役（現任） 平成20年５月 株式会社おだやかリビング代表取締役（現任） 平成22年６月 当社社外取締役（現任）	―株 （―株）

（注）1. 取締役候補者が所有する当社株式数欄のカッコ内の数値は、役員持株会における持分であります。（１株未満切捨表示）

2. 取締役候補者森山雅勝氏は、株式会社ココア代表取締役を兼職しており、当社は同社との間に取引関係があります。
取締役候補者吉田望氏は、株式会社takibi代表取締役を兼職しており、当社は同社との間に取引関係があります。
その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 夏野剛氏、瀧浪壽太郎氏および吉田望氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、夏野剛氏、瀧浪壽太郎氏および吉田望氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案が承認可決され、３氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由
夏野剛氏、瀧浪壽太郎氏および吉田望氏については、企業経営等の豊富な経験・実績・見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、当社の経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

5.　夏野剛氏がフェリカネットワークス株式会社取締役在任中に、平成18年11月21日同社に勤務していた派遣社員が顧客データを漏洩させる事故が発生いたしました。これにつきまして夏野剛氏は当該事実に関与しておりません。当該事実発生後にはリスク管理に関する注意喚起を積極的に行い、法令、規定等の遵守および規程等の整備ならびに再発防止の徹底等を指示するなど、その職責を果たしております。また、夏野剛氏が三井住友カード株式会社取締役在任中、平成19年１月30日同社が展開するインターネットサービス「Vpass」のサーバーが外部から不正アクセスを受ける事件が発生し、一部顧客カード情報が流出いたしました。同社は、警察へ被害を届け、該当する顧客へ事情を説明、謝罪するなどの対応をいたしました。これにつきまして夏野剛氏は当該事実に関与しておりません。当該事実発生後には、システムの脆弱性を点検、監視体制の強化などの対応を指示するなど再発防止の体制構築を積極的に行い、その責務を果たしております。

6.　社外取締役との責任限定契約について
当社は、夏野剛氏、瀧浪壽太郎氏および吉田望氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としており、夏野剛氏、瀧浪壽太郎氏および吉田望氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

7.　社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
①　夏野剛氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、３年であります。
②　瀧浪壽太郎氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、２年であります。
③　吉田望氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、１年であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

平成22年６月24日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された日色輝幸氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、改めて補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴・当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
ひいろ　てるゆき 日　色　輝　幸 （昭和８年１月15日生）	昭和31年４月　巴工業株式会社入社 平成元年１月　同社取締役 平成５年１月　同社常務取締役 平成９年１月　同社専務取締役 平成16年６月　当社社外監査役 平成21年６月　補欠監査役（現任） 平成22年４月　顧問（現任）	―株

（注）1.　日色輝幸氏と当社は、顧問契約を締結しております。

2.　日色輝幸氏は、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。

3.　補欠社外監査役候補者の選任理由および補欠社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

日色輝幸氏は、５年にわたり当社の社外監査役を務めたこともあり、豊富な経験・実績・見識を有し、また業務を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、当社の経営に資するところが大きいと判断し、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。

4.　日色輝幸氏が社外監査役に就任した場合には、会社法427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪府大阪市北区梅田三丁目３番20号
　　　明治安田生命大阪梅田ビル13階　会議室
　　　電話　06－6457－1600（トランス・コスモス株式会社大阪本部代表）

本定時株主総会の開催場所が昨年と異なりますので、
お間違いのないようご注意願います。

＜交通のご案内＞

　ＪＲ大阪駅　桜橋口より徒歩５分
　地下鉄四ツ橋線西梅田駅　北改札口より徒歩５分
　阪神梅田駅　西改札口より徒歩５分
　※本会場は、梅田エリア地下道（出口6-30）に直結しております。

＜お願い＞

　ご来場には公共の交通機関をご利用ください。